

## 対馬市農業委員会第3回総会議事録

1. 開催日時 平成26年7月25日(金) 午前10時30分から午前11時40分
2. 開催場所 峰行政サービスセンター 2回 会議室
3. 出席委員 (24人)

1番 太田吉雄	2番 鬼橋孝幸	3番 桐谷善明
5番 畑島孝吉	6番 庄司幹雄	7番 長瀬 円
8番 初村重政	9番 岡村高史	10番 松村英二
13番 佐伯武久	14番 佐伯理	15番 永留縫子
16番 兵頭 榮	17番 御手洗輝美	18番 糸瀬安則
19番 小宮貞司	20番 小宮正至	21番 神宮教子
22番 須川久巳	23番 縫田和己	24番 上野秀一
25番 米田賢明	26番 春田新一	27番 中村國安
4. 欠席委員 (3人)

4番 小島喜介	11番 吉野 敏	12番 阿比留なみ恵
---------	----------	------------
5. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名
  - 第2 会期の決定
  - 第3 会議書記の指名
  - 第4 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第8号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
  - 第5 その他
6. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長	春日亀 剛 一
農業委員会事務局長補佐	庄司 克 啓
農林水産部農林振興課主任	阿比留 秀 和
中対馬振興部地域振興課係長	中村 龍 一
上対馬振興部地域振興課課長補佐	玖 須 博 一

## 7. 会議の概要

議 長

会長挨拶（省略）

ただ今より、平成26年度対馬市農業委員会第3回総会を開催します。

現在の委員定数は27名、本日の出席者は24名で、総会は成立いたしますので対馬市農業委員会総会議事日程のとおり審議を進めます。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

議 長

それでは、13番の佐伯武久委員、14番の佐伯理委員にお願いいたします。

議事日程第2、会期についてお諮りします。お手元に配布しております日程のとおり、本日1日にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

議 長

それでは、本日1日といたします。

議事日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記に委員会事務局長及び課長補佐を指名します。

つづきまして、議事日程第4、議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題としますが、〇〇委員さんに関係する案件がありますので、対馬市農業委員会会議規則第10条の規定により、一時退席をお願いします。

それでは、事務局の説明を求めます。

（事務局長挙手）

事務局長

それでは、議案書の1ページをお開き願います。

議案第7号、農地法第3条の規定による許可申請でございます。

番号1は、上県町〇〇の〇〇さんから、峰町〇〇の〇〇さんに贈与でございます、「畑7筆」の4、397平米で、現在の経営面積は0平米でございます。

次のページをお開き願います、番号2は、上県町〇〇の〇〇さんから、同地区の〇〇さんに売買するもので、ございます、「田1筆、畑1筆」の

1、508平米で、現在の経営面積は7、677平米でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いたします。

議 長

事務局の説明が終わりました、番号1から地元委員の補足説明をお願いいたします。

(23番委員挙手)

### 23番 縫田和己委員

議案第7号の番号1について説明します。

〇〇さんと〇〇さんは親子でありまして、〇〇さんは〇〇に勤務されておりまして、本年度で定年を迎え、久原に帰るということで、同時に登記もしたいと、申請があがってきています。

22日に事務局と私と申請者とで立会をしました。畑にはキュウイ等の果物が植えてあり、また、家庭菜園として活用したいとの話であり、問題はないと思われまますので、ご審議の上、ご承認いただけますようお願いいたします。

議 長

番号2の地元委員の補足説明をお願いします。

(22番委員挙手)

### 22番 須川久巳委員

譲受人の〇〇さんと私と事務局の玖須さんと立会をいたしました。

譲受人と譲渡人は近い親戚でありまして、早くから譲受人が耕作されておりまして、今回、売買をすることになり申請されました、何も問題は無いと思われまますので、よろしくをお願いします。

議 長

ただ今、地元委員から補足説明がありました、質疑等ございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑が無いようにありますので、議案7号、番号1、2につきまして賛否を問います。

本案件に、原案のとおり許可とすることに、賛成の方の挙手をお願いいたします。賛成多数でございます。本案件は、原案のとおり許可することに決定いたします。

なお、議案第7号の審議が終わりましたので、〇〇委員の入室を認めます。

議 長

次に、議案第8号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書3ページをお開きください。

議案第8号の農地法第4条第1項の規定による許可申請についてをご説明いたします。

番号1、申出人は峰町〇〇の〇〇さんです、地目、面積は「畑2筆」で674平米、転用目的は太陽光発電設備用地であります、所要面積は331.21平米、「位置図・配置図」及び「現況写真」等を4ページから9ページに添付しておりますので、ご参照下さい。

番号2、申出人は上県町〇〇の〇〇さんです、地目、面積は「畑1筆」で189平米、転用目的は住宅用地であります、所要面積は96平米、「位置図・配置図」及び「現況写真」等を10ページから15ページに添付しておりますので、ご参照下さい。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

## 議 長

事務局の説明が終わりました、番号1から地元委員の補足説明をお願いします。

(17番委員挙手)

### 17番 御手洗輝美委員

それでは、説明させていただきます、7月23日に中村会長、永留縫子委員、私と事務局の庄司さん、及び申請者であります〇〇さんとで現地確認を行いました。

申請者の〇〇さんは公務員であり自分での耕作が困難な為、土地の有効利用のために、今回の太陽光発電施設を計画されたしだいで、申請地は〇〇と〇〇さんの住宅及び道路に囲まれた角地であり、隣接の農地はありません。また、周囲の土地よりも低く、側溝にも接しているため、雨水などの排水にも問題ないと思います。

設置する太陽光パネルについても、地面から高さ238ミリと支柱を立てないため、隣接地に対する日照の問題もありません。以上、特質する課題もありませんので、ご審議の程、よろしく申し上げます。

## 議 長

番号2の地元委員の補足説明をお願いします。

(23番委員挙手)

### 23番 縫田和己委員

番号2について説明します。〇〇さんは去年、火災に見舞われまして、仮住まいの状態でありまして、以前、建てておられました所は借地でありますので、今回、自分の土地に建てたいと調べますと農地となっていましたので、今回の申請となりました。図面、写真等をご参照し、ご審議の程、よろしく申し上げます。

## 議 長

ただ今、地元委員の補足説明がありました、質疑等ございませんか。

(5番委員挙手)

5番 畑島孝吉委員

事務局にお尋ねしますが、農業委員会では建築物と太陽光とは同一的な、考えでよろしいのでしょうか。

(事務局長挙手)

事務局長

農地の転用としまして同一と考えています。建物も太陽光発電も同一様式で、申請を行っています。しかし、太陽光発電で売電をする場合は、九州電力の許可が必要となりますので、許可等の書類が必要となります。

(5番委員挙手)

5番 畑島孝吉委員

農振地に太陽光を建てる場合はどうなりますか。

(事務局長挙手)

事務局長

農振農用地での転用は、農振地除外をしてからの転用申請になります。

議 長

他に質疑等はありませんか、質疑が無いようにありますので、議案8号につきまして賛否を問います。

本案件に、原案のとおり許可相当とすることに、賛成の方の挙手をお願いいたします。

全員賛成でございます、議案第8号について、当委員会の意見を付し、県知事に進達することに決定いたします。

議 長

次に、議案第9号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の16ページをお開き願います、議案第9号は、農地法第5条第1項の規定による許可申請でございます。

上対馬町〇〇の〇〇さんから同町〇〇の〇〇さんに、「田、4筆」、1,481平米を贈与による権利の移転で、転用目的は資材・重機置場、駐車場、しいた

け関連施設であります。

「位置図・配置図」及び「現況写真」等を17ページから24ページに添付しておりますので、ご参照下さい。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました、番号1から地元委員の補足説明をお願いします。

(26番委員挙手)

26番 春田新一委員

7月22日に事務局の玖須さんと申請者の〇〇さんと3人で現地確認をいたしました、本人は土木会社を持っていて、資材、機材の置き場が借地ということで、自分の土地に車庫、重機置き場を作りたいということでの申請でございます、ご理解をいただき、ご承認いただけますようお願いいたします。

議 長

ただ今、地元委員の補足説明がありました、質疑等ございませんか。

(18番委員挙手)

18番 糸瀬安則委員

地元委員さんにお尋ねします、21ページの写真を見る限りでは、土地に建物があり椎茸の乾燥用ですかね、また、農地を埋め立てたように見えますがどうでしょうか。

(26番委員挙手)

26番 春田新一委員

農道〇〇線のトンネルが出来まして、農道が完成した時点で埋め立ても出来たと聞いております。その後、椎茸のほだ場として活用されていましたが、強風の度にシートなどが飛ばされ、手がかかるということで、現在は〇〇の方に移転されたので、申請書の条件で転用をお願いしたいということでもあります。

(25番委員挙手)

25番 米田賢明委員

写真を見てみますと、椎茸乾燥施設と人工ほだ場を補助事業でされているように思えますが、もし、補助事業でされている場合、問題は無いでしょうか。

議 長

協議会にいたします。

(椎茸乾燥施設は農業用倉庫200平米以下、農地の嵩上げ後、ほだ場(農地))

として活用している。いずれも申請だけで、許可の必要は無い。)

議 長

本会に戻します、ほかに、質疑はないですか、質疑が無いようにありますので、議案9号につきまして賛否を問います。

本案件に、原案のとおり許可相当とすることに、賛成の方の挙手をお願いいたします。

全員賛成でございます。議案第9号について、当委員会の意見を付し、県知事に進達することに決定いたします。

議 長

以上で、本日提案されました、議案を、皆様方には慎重に、ご審議いただき、無事終了することができました。ありがとうございました。

つづきまして、議事日程第5 その他の事項ですが何かありませんでしょうか。

(事務局長挙手)

事務局長

農業委員会等に関する法律の改正に向けての取り組みについて説明する

議 長

他に無いでしょうか。

(なしの声あり)

それでは、これをもちまして、本日の総会を閉会といたします。

---

会 長 中 村 國 安

署名委員

署名委員